

# 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会 文化プログラム事業実施要項

## 1 目的

多くの県民が文化・芸術活動を通じて「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」に参加することにより、開催気運を醸成し、鹿児島らしさを生かした県民総参加の大会の実現を目指すとともに、本県の誇る文化や伝統など、多彩な魅力を全国に発信するため、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業（以下「文化プログラム事業」という。）の実施に係る必要な事項を定める。

## 2 事業の要件

文化プログラム事業は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 事業の内容が次のいずれかに該当すること。
  - ア スポーツに関連する文化・芸術事業
  - イ 文化・芸術や伝統など、鹿児島の多彩な魅力を発信する事業
  - ウ その他、文化プログラム事業の目的に沿っていることが認められる事業
- (2) 一般に公開されるものであること。
- (3) 原則として、鹿児島県内で開催されるものであること。
- (4) 令和5年4月1日から12月31日までの期間内に行われるものであること。

## 3 事業実施者

文化プログラム事業を実施できる者（以下「事業実施者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県（燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を含む。）及び特定非営利活動法人日本スポーツ芸術協会
- (2) 鹿児島県内の市町村（燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会市町村実行委員会を含む。）
- (3) 文化プログラムの開催目的に賛同する団体、機関等（宗教団体、政治団体は除く。）

## 4 申込みの手続等

### (1) 申込み

事業実施者は、文化プログラム事業を実施しようとするときは、令和4年5月1日から9月30日までに「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業申込書」（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

(2) 審査等

実行委員会は、前号の申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会（以下「国体委員会」という。）に、文化プログラム事業として申請する。

(3) 文化プログラム事業としての登録等

実行委員会は、前号の事業について、国体委員会の承認を受けた事業を文化プログラム事業として登録し、これを「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業登録通知書」（様式第2号）により事業実施者に通知する。

(4) 実施事業の変更

事業実施者は、文化プログラム事業として登録された事業の内容を変更（廃止を含む。）するときは、あらかじめ「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業変更報告書」（様式第3号）を実行委員会に提出するものとする。

実行委員会は、これを審査し、適当と認めるときは、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業登録変更通知書」（様式第4号）により、文化プログラム事業の内容を変更登録したことを事業実施者に通知する。

なお、事業名、会場及び期間の変更、事業の廃止があるときは、実行委員会は、国体委員会の変更承認を受けることとする。

(5) 実績報告

事業実施者は、事業終了後1か月以内に「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業実績報告書」（様式第5号）を実行委員会に提出するものとする。

## 5 名称等の表示

事業実施者は、次の名称又はロゴマークを、文化プログラム事業の会場や看板、広報宣伝のための広報印刷物、ウェブサイト等に表示するものとする。

(1) 名称

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会文化プログラム事業

(2) ロゴマーク（2種類）



※ ロゴマークは、いずれか一方又は両方を表示しても構わない。

## 6 その他

文化プログラム事業の実施に要する経費は、事業実施者の負担とする。

### 附 則

この要項は、平成30年5月21日から施行する。

この要項は、令和4年3月8日から施行する。